

## A) 他自治体でのDV被害者情報が漏洩したミス

2019年 大阪府A市	5月、DV被害女性の夫が自分の <b>所得証明書を申請</b> した際、市が被害者の新住所の記載された所得証明書も渡した。家族でも住所が異なる際は本人の委任状がなければ交付できないが、職員が同じ住所だと思い込んでミスに至る。また、女性から申請があった閲覧・開示制限の対象が住民票と戸籍のみだったため、所得証明書の交付時に警告は表示されなかった。被害女性は再び転居を余儀なくされている。
2013年 福島県B市	2月、離婚したDV被害女性の新住所が記載された <b>子どもの医療費受給者証</b> を市が誤って元夫に送付。慰謝料や引越費用の支払いについて約55万円で和解。
2019年 徳島県C市	5月、被害者の旧住所（加害者が居住）あてに <b>被害者住所のに入った国保関係書類</b> を送付。9月に発覚。被害者はホテルに2か月ほど避難したのち転居。市は転居費用とともに慰謝料支払いで協議。十分な対策が取られていなかったとしてシステム開発の責任が問われ、システム開発着手以降の課長2名・係長1名を訓告・注意処分。
2020年 東京都D市	4月にDV加害者側から市に <b>戸籍関係書類の請求</b> があり、担当課端末では警告が表示されたものの、無視して印刷・発行・送付。その後6月に、加害者側から被害者側に郵便物が届いたことで提供ミスが発覚。その後対策を強化、個別システム上で操作しようとするエラーとなって住基窓口所管課に照会、同課の決済が下りなければそれ以降の作業に進めず帳票も出せないといった仕様に変更。被害者は転居し、その転居費用約50万円を損害賠償の和解金としてD市が支出。
2020年 新潟県E市	<p>DV被害者が加害者と同居していた際、<b>し尿処理の請求</b>先は被害者名義になっていたが、DV被害から逃れるため転居。納付義務者として登録していた清掃手数料システムの住所も新しい住所に変更。その後、加害者側から、「清掃手数料の滞納分について、自分が納付するので郵送してほしい」とお連絡があり、DV被害者の新住所の記載された納付書を転居前の住所（加害者住所）に送ってしまった。</p> <p>E市では住基情報の基本情報が22の個別システムで共有されているものの、DV被害情報は2つのシステムにしか共有されておらず、「運用」で情報を共有することになっていた。さらに、今回問題となった清掃手数料システムも含め3つの業務においては「運用」面でさえ何ら共有されていなかった。</p>
2020年 東京都F区 (事件は 2019年)	F区に住んでいたDV被害者が区外に転出。転出先で住所非開示等の申請手続きをした。加害者の「扶養」扱いのままだったため、F区在住の加害者の <b>納税関係書類</b> に「被扶養者」として被害者の新住所が表示（住基と連動）。これがそのまま加害者宛に送付され、新住所が知られ、加害者が転居先を訪れた。F区は一時避難や転居費用を負担、賠償は協議中。（9月8日報道）